平成30年度 救護施設りんくうみなと 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1, 法人の理念と基本方針、施設の目的

平成 18 年に大阪府立砂川厚生センター「こふじ寮」「かつらぎ寮」の廃止に伴い当法人が運営を引き継ぎ、生活保護法 38 条第 2 項に定められた救護施設 150 名(男性 96 名、女性 54 名)を新たに設置し運営を行っています。運営にあたっては、当法人の理念と基本方針、行動指針や重点項目に基づき事業を行います。

【法人の理念】

- 1. 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- 2. 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- 3. 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

【法人の基本方針】

- 1. 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- 2. 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- 3. 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に 業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己 実現を目指します。
- 4. 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に 「well being」を実践しつづけます。

【目的】

保護の実施機関より依頼された、身体や精神に 障がいなどがあり、経済的な課題も含めて日常生 活を送る事が困難な人たちを対象に支援を行う ことを目的とします。

また、地域生活移行支援や就労支援などに取り組み、地域での自立生活を目指し、循環型セーフティネット施設として機能するために利用者の地域や他種別施設への移行促進を図ります。

2, 中長期計画

別表の通り、運営面や利用者サービスについて計画を立て、単年度の重点項目や日々の利用者サービスに取り組みます。 (計画表参照)

3, 重点項目 ※単年度運営指針

平成 29 年度における社会保障審議会生活困窮者 自立支援及び生活保護部会報告書を踏まえ、以下の 取り組みを重点的に行います。

- 1. 利用者一人ひとりの尊厳を守り、利用者本位 のサービス提供を実現するため、個別支援計 画の策定と実際の支援ーに求められる技術の 全般的なスキルアップを図る。
- 2. 法人全保護施設の総合入所受付・相談窓口の設置により、福祉事務所ケースワーカーとの

連携を深め、法人保護施設入所及び地域移行の効率化をすすめる。

- 3. 生活習慣病予防等の取り組みを強化するとと もに、後発薬品の使用促進と頻回受診の抑制 に努め、医療扶助費の適正化に協力する。
- 4. 「地域における公益的な取組」の要件緩和に 伴い、地域のニーズに応じた取り組みを積極 的に推進し、法人・施設の存在意義を高める。
- 5. 地域の社会福祉協議会等の関係機関と協働し、 生活困窮者自立相談支援事業を行うとともに、 就労準備支援・認定就労訓練事業をさらに推 しすすめていく。
- 6. キャリアパス制度構築に則り、職員一人ひと りの成長に向けて個別的に教育・研修計画を 策定し、育成をすすめる。

4, 地域移行支援の推進

循環型セーフティネット施設として機能するため、他法他施策による支援につなぐ連携を強化し、自立支援機能の一層の強化を図り、利用者の地域生活移行を積極的に進めます。

【保護施設通所事業】

通所・訪問し、生活指導等を実施することで居 宅での安定した生活が送れるように支援を行い ます。また、施設から地域への移行促進と緊急時 の受け入れなど有効活用し、利用者の選択の幅が 広がる支援を行います。

● 近隣自治体に事業内容の周知を行い、理解度 を深めます。

【居宅生活訓練事業】

施設近隣に訓練用住居を確保し、入所中に居宅 生活に近い環境で生活体験し、円滑に居宅生活へ 移行出来るようにするため支援を行います。

- 訓練棟:泉南市内に3部屋(3名)
- ●訓練期間:6ヶ月(最大1年)
- ●職員による献立チェックを行い、栄養バランスの指導を行います。
- 2 ヶ月に1度の調理実習を実施します。

【地域生活への移行促進】

単身での地域移行が困難な利用者については、 様々な状況を考慮し、利用者の意向を反映させた うえで様々な機関との連携により地域移行を図 ります。

5、 個別支援

適切なサービス提供をおこなうために、利用者個々の状態を正しく理解し、本人の意向を尊重した支援を心掛けます。適切なサービス提供を行うためには択一的な支援では無く、利用者の個々の状態に応じた支援を心掛けるために支援計画を策定し日々の支援を行っていきます。

【個別支援計画】

利用者の希望要望を実現するために、利用者と 面談を重ね作成していきます。支援計画の策定に は担当者を中心に専門職や外部の関係者も招き カンファレンスを行います。

● 毎月の振り返り(モニタリング)を行い、記録を残していくことで、計画の達成度を把握していきます。

6, 日常生活自立支援

身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の 健康・生活管理を行うことが出来るよう取り組んで いきます。

【日常的な支援】

食事や入浴といった支援は、利用者の障がい状況を把握しリスク回避の優先や先入観だけの支援とならないよう、常に個々の有している能力の維持・向上ならびに長所に目を向け、過剰介護の禁止に努めていきます。

【苦情解決】

相談・苦情の申し立ては、利用者のみならず、 家族等や第三者(代理人)からも申し立てができ るような体制を整えます。個別面談や座談会など 利用者が直接口頭で話せる機会を設けます。ま た、職員の目につきにくい場所へ「意見箱」を設 置し、匿名でも苦情や意見を申し出やすい環境に 配慮します。

●些細な意見にも耳を傾けるため、苦情とまで も至らない利用者の声にも反応出来るよう に意見リストを作成していきます。

【業務の効率化】

支援ソフト活用により、利用者支援の情報共有を行います。また、リスクマネジメントなどについて統計を取ることにより今後の利用者支援に活かしていきます。

◆法人救護施設共通掲示板の活用により法人 内救護施設における情報の共有化を図ります。

7, 社会生活自立支援

社会的なつながりを維持・回復し、地域社会の一員として充実した生活を送れるよう、利用者ニーズを取り入れコミュニケーション作りや居場所作りに積極的に取り組んでいきます。

【レクリエーション・クラブ活動】

日々の生活を楽しみ、生活の活性化を図るため に様々な企画を行います。実施に於いては精神作 用や身体作用などの付加価値を考慮し、利用者の 特性を考えて安全に楽しく行っていきます。

【家族等との連携・交流】

利用者と家族等との関係が希薄なものとなら

ないように、施設の事業計画などの情報や利用者 の近況について、定期的に連絡を行い、調整・関 係修復を図っていきます。

8, 就労自立支援

経済的自立が最終目標ではありますが、社会復帰には必要不可欠な社会適応能力の回復や、規則正しい生活習慣を身につけること、外部就労への動機付けも担います。

【施設内作業訓練】

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた 作業訓練を段階的に実施していきます。これは、 施設内での就労準備や就労訓練(中間的就労)とし て位置づけ様々な自立へ向けた支援の一つとし ます。

● 簡易作業(内職)、清掃作業、喫茶作業と様々な訓練を準備していきます。

【外部機関との連携】

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就 労施策や制度にも目を向け、広域の就労支援を行っていきます。

- ハローワーク主催の就労ガイダンスの実施
- ハローワークへの引率や交通費補助

9. 危機管理

利用者に重大な被害を及ぼす事態や、おそれがある場合、利用者の生命や身体及び安全を守ることを目的とします。サービス提供をするに当たり、危機を未然に防ぐことに努め、入所者の安全確保に努めるとともに、周辺地域の住民が安心して生活が送られるよう社会福祉施設として緊急時の体制を整えていきます。

【リスクマネジメント】

リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、KY 活動によるリスク要因の収集に努め、事故分析などによる迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しなど改善に努めます。

●レベル0の事例収集・分析し、事故防止に努めます。

【防災対策】

出火防止のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行います。

毎月1回 防災訓練等を実施して様々な状況 (火事・地震・夜間・津波等)でも安全に確実に 避難誘導できるよう訓練を実施します。

【防犯対策】

不審者の侵入を未然に防止する為に、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努

めます。また、警察と連携し防犯指導を受けるなど、職員体制の整備や地域の関係機関との連携を 強化し、利用者の安全確保に努めます。

10, 健康維持管理

利用者の健康を維持することは、施設生活を送り、自立を目指す上で欠かすことは出来ないと考えます。利用者の意向に沿いながら日常生活が活性化できるように取り組んでいきます。

【食事・栄養サービス】

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。健康の増進・体力の維持向上を図りながら栄養と嗜好を考え、雰囲気に気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意します。

- ◆給食懇談会を実施し利用者のニーズを取り 入れます。
- 嗜好調査を年に4回実施し、質の高い食事提供が行えるように努力します。
- ●食中毒防止には細心の注意を払い衛生管理 に努めます。

【保健・医療サービス】

春季と秋季に全員の健康診断を実施して、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また内科や精神科医による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行います。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

- 利用者の状況に応じて段階的な服薬管理を 行います。
- ●保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施します。

【感染症対策】

集団生活の特性を良く理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基本に消毒の徹底を行います。特に冬期のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防に努めます。

11, コンプライアンス (法令遵守) による高い信頼 性の確保

各種法令・指針に定められている事項を熟慮し、 情報収集を強化します。また、今求められている施 設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に 敏感な体制を保持し、透明性のある施設運営を行っ ていきます。

【個人情報保護】

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権 や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施 設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶 対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

【虐待防止】

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるものまで、幅広いものととらえ、常に利用者の立場にたって利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることがないように努めていきます。

●年に1度は必ず「虐待防止チェックリスト」 を実施し、その結果に基づき、研修を行います。

【プライバシー保護】

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいきます。

【人権への配慮】

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしていきます。

● 自己決定能力や選択能力が低下した利用者 の財産管理等については「成年後見制度」の 活用を行います。

12、情報公開

情報公開を進めることで、事業運営の透明化を図り、利用者支援の質の向上に取り組みます。情報公開を行うことで、一層の責任感が生まれ支援の質の向上に努めます。

【ホームページ】

常に内容の充実を図りつつ、日常生活及び支援 の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、 財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信 していきます。

(rinkuuminato.jp/)

【広報誌】

地域や利用者家族向けに、施設での生活状況を 掲載し、定期的に発行していきます。

●2ヶ月に1回のペースで施設便りを発行し、 希望される家族様に送付を行います。

13, 地域における公益的な取り組み

地域福祉ニーズの把握を行い救護施設の運営 で培ったノウハウを活かし地域で障がいや生活 困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支 援を通じて地域へ還元出来るよう活動を行って いきます。 また、全国救護施設協議会の「救護施設が取り 組む生活困窮者支援の行動指針」に積極的に取り 組み、その達成度を高めていきます。

【総合福祉相談窓口】

相談支援員を配置し、困窮問題に関わらず様々な相談に応じます。施設所在地の自立支援機関や社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー等と連携を図りワンストップでの支援を行っていきます。

● 相談窓口連絡先: 072-482-8012

【一時生活支援事業】

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への 一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

● 大阪府・各市町村と連携を図り、空床を活用 した一時入所(シェルター)事業に取り組み ます。

【体験入所】

施設入所を希望される方に対して無料で体験 入所の機会を設け、施設の環境を把握してもらう とともに、入所に対する不安の軽減を図ります。

【就労訓練事業】

認定事業所として、就労準備支援事業や、就労 訓練事業(中間的就労)を実施し、生活リズムの 構築や就労に必要な知識向上を行います。

● 別途、事業計画あり

【生活困窮者自立支援事業への取り組み】 学習支援事業

子供が学習に取り組める場を提供します。また、 日常的な生活習慣、居場所づくり等子どもと保護 者の双方に必要な支援を出来る範囲で行います。

家計相談支援事業

生活困窮者が自ら家計を管理できるように相 談支援を行います。必要に応じて関係機関へのつ なぎ、早期の生活再生を支援します。

【指定避難所(津波避難所)】

泉南市より津波避難施設に指定されており、津 波災害時等には関係機関と協力し地域住民の安 全確保に努めていきます。

14, 施設機能の開放

施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、 施設の設備・機能を地域住民や地域の学校などに積 極的に開放し、交流・教育を通して地域住民も施設 の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを 守り高めていくよう取り組んでいきます。

【実習生の受け入れ】

実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの業務の振り返りの場となることから、積極的に受け入れていきます。

● 福祉資格実習生の受け入れ

● 介護等体験の受け入れ

【ボランティアの受け入れ】

ボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されるような関係づくりを目指していきます。

● クラブ活動での講師利用を検討していく

【退所者の生活援助】

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、生活の各般にわたる相談や支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

【地域との連携】

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民(会社)等と連携を図り、地域にある福祉ニーズの発見に努めます。また、施設で実施される研修会に地域関係者が参加できるように配慮を行います。

15、外部評価への取り組み

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部や内部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきます。

【第三者評価及び自己点検】

定期的に第三者評価を受審し、サービスの質の 見直し・維持・向上に努めていきます。受審結果 を踏まえ、よりよいサービス提供が行えるように 定期的に自己点検を行い業務の見直しを始め、サ ービスの維持・向上に努めます。

● 受審証明書有効期限:平成32年2月19日

【外部監査】

会計監査人による外部監査を実施し、会計の透明性を確保し社会的信頼を確保していきます。

【内部監査】

法人内の職員により相互に施設の状況をチェックすることにより、業務の適正化・向上に努めます。

16, 職員に関すること

利用者と信頼関係を結び満足度の高い支援が行えるように努力します。そのためには、職員一人ひとりがチーム(施設)の一員であるという認識のもとで専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めていきます。

【人材育成】

内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福

祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の 能力の底上げを行い、職員の自己啓発力向上のた め、法人意向調査や施設長面接などを活用し、目 標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待 します。

【研修】

福祉施設の職員としての理念・倫理の醸成のため自発的な学習を奨励し、段階的に外部研修へ参加するとともに、内部研修を充実させ人権擁護等や福祉サービスの充実を図ります。また、専門的な知識の充実を図る為に適切な資格取得を奨励援助し利用者支援の向上に努めます。OJT・off一JTを使い分け、常に業務改善意識を持った職員育成を行います。

①プリセプター制度

新任職員の育成に重点を置き、先輩職員による業務指導を始め、様々な側面での精神面のサポートを行いながらスキルアップを図ります。また、先輩職員の業務の振り返りの場とすることで自己研鑽に努めます。

②施設外研修

初級職員・中級職員・監督者・管理者の4つの階層別に研修計画を作成し、全国・近畿救護施設研究協議会、大阪府・大阪市社会福祉協議会等主催の研修に参加し、各職員に必要とされる知識の向上に努めていきます。

尚、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加していきます。

③施設内研修(職員研修会)

職員の資質向上と問題意識の整理、そして福祉サービス提供に対する役割の自覚等の研修学ぶとともに、外部研修に参加した職員による伝達研修の実施や、人権・虐待防止といった権利擁護に関わる研修を実施していきます。

【諸会議】

①職員会議【月1回】

施設運営上の基幹となる会議として開催し、 組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や 社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も 提起しながら職員全員の相互の意見交換を通 して協力し合う場を提供しています。

会議のテーマ

- 1, 事業計画(行事)の検討・見直し・改善
- 2, 施設運営(サービス全体について)
- 3, 各部署からの報告
- 4, 施設長の考え、方向性の確認
- 5, その他、緊急課題

②主担会議【月1回】

各部署の主担・副担を中心として開催。各部

署間の連携強化。

- ③サービス改善検討会議【月1回】 支援方法や手順等の利用者サービスに直結 する全ての問題の検討。
- ④虐待防止委員会【月1回、随時】 人権意識の向上や虐待研修。万が一、虐待が 発生した場合の対策検討。
- ⑤リスクマネジメント委員会【月1回、随時】 ヒヤリハットや事故報告等の分析と対応。事 故防止に関する研修。
- ⑥苦情解決委員会【月1回、随時】 苦情解決や、意見箱の意見への対応。
- ⑦防災会議【月1回】 防災意識の向上、防災訓練の企画と実施。
- ⑧食事サービス会議【月1回】 食事サービスに関する意見交換・調整
- ⑨医療連携会議【随時】医療知識の向上。及び連携。調整
- ⑨ミーティング(全体・フロア別)【毎日】 利用者の日常に生起するサービスの諸問題 を報告・検討。職員間での連絡調整。
- ⑩個別支援計画策定会議【随時】 利用者の個別支援計画の策定、見直しなど
- ①マニュアル整備検討委員会【随時】 マニュアルを更新や管理。
- ⑫法人内施設連絡会議 (随時)

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の 配置等、各施設の運営状況について認識の統一 化を図り、改善策等について検討していきま す

⑬事業部長会議 (随時)

生活福祉事業部、介護保険事業部間における 課題や問題について調整を図り、法人運営を円 滑に遂行していくために行います。

④生活福祉事業部会議(毎月1回)事業部共通の課題や問題 支援

事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設 の運営状況について共有化を図り、改善策等に ついて検討していきます。

⑤法人内主任会議(隔月)

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。また、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての意識の向上を図ります。

尚、種別会議では、法人内の救護施設における業務の標準化を行うために検討を行います。

16法人内栄養士会議(隔月)

利用者の健康・栄養状態の管理向上を図ることを目的として各事業所間での情報交換を行います。また、安心してバランス良くおいしく

食べられる食事の提供を目指し、生活習慣病予防に取り組みます。

⑪法人内事業計画策定委員会 (随時)

法人の「理念・基本方針」や社会福祉情勢の動向を把握する中で、策定委員会を設置し全職員参画により検討していきます。予め策定スケジュールを定め、計画・実行・評価・見直しを行い、事業計画書作成のプロセスを検討していきます。

18法人内キャリアパス委員会(隔月)

職位や職務に就任するために必要な業務経 験とその順序や配置異動のルートを設定し、人 材育成・確保のため制度を構築していきます。

⑩法人内マニュアル委員会(隔月)

事業部の施設運営・支援サービスの統一化を 図るため、マニュアルの整備・検討を行います。

【福利厚生】

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めます。

17, 平成 30 年度の数値目標 【運営】

① 充足率の確保

予備面接や見学などを積極的に受け入れ、入所率が下がらないよう、安定した運営が行えるように充足率 95%以上を確保します。

【利用者サービス】

① 地域移行率を上げる

地域移行者30名以上を目指します。その為には 居宅生活訓練事業及び、通所事業を実施します。ま た、入所時から個別支援計画に沿って地域移行目標 とした施設生活を送ってもらい、地域生活にスムー ズに移行できるようにします。

② 就労支援の充実を図る

施設内作業訓練を充実させ、就労訓練(いわゆる中間的就労)を推進していきます。就労自立や日課の確立など目指すところは違えども、施設内作業や清掃作業への参加率90%以上を目指します。

【地域公益活動】

① 生活困窮者支援

総合福祉相談に関して、年間 20 件以上の相談受付を行い、地域に根付いた施設を目指していきます。その他、関係機関との連携を深めるためにアウトリーチを行います。

【人材育成】

① 研修の充実

職員が望む研修が行えるように研修の希望を聞

き取りながら、毎月1回以上の研修会を必ず行い、 支援に繋げていきます。

中長期計画

項目	中期(平成 28~32 年)	長期(平成 33 年~37 年)	
運営	○安定した利用率維持(98%) ○施設運営状況の透明性の更なる向上 ○第三者評価の定期的受審によるサービス 見直し・向上(毎年の自己点検) ○建物・設備の改修時期・費用の算出(修 繕計画の作成及び点検)	○コンプライアンスの徹底○建替え資金等の計画的積立目標額3,000万円(外壁塗り替え・備品入れ替え・車両購入・マットレス交換・エアコン改修・エレベーター改修等)○地域公益活動への再投下	
利用者サービス	○人権を尊重した支援、利用者主体の個別 支援の推進○地域生活移行支援充実○生活困窮者自立支援の推進○安心・安全なサービス提供の継続	○生活困窮者自立支援活動の継続○個々の求める自己実現の追求○良質なサービス開発・実施	
地域への公益活動	○りんくうみなと祭、清掃活動の継続○地域ニーズの把握	○地域公益活動の拠点○地域コミュニティの活性化・地域自治の推進 活動	
人材育成	○福祉人材(介護職員)確保の促進○プリセプター制度の内容強化○研修(0JT・0FF-JT)計画の充実	○専門的知識の向上○知的探究心の強い職員の育成	
建物・設備	○建物、設備の修繕・維持管理及び備品更 新計画の立案と実施	○建物、設備の修繕計画の実施○備品の計画的更新	

年間行事予定

	行 事	
4月	観桜会	
5月	野外活動 (バーベキュー)	
6 月	創立記念日、お笑いなにわ祭り、西日本実業団相撲選手権大会	
7月	林間学校(法人合同行事)	
8月	納涼カラオケ・盆踊り大会	
9月	敬老祝賀会、オセロ・将棋大会	
10月	りんくう祭、大阪救護施設合同文化事業	
11月	野外生活訓練	
12月	クリスマス会、もちつき	
1月	新年祝賀会、初詣、書き初め大会	
2月	豆まき、ビンゴ大会	
3月	カラオケ大会	
定例	利用者懇談会、ビデオ上映会、誕生者外食会	

健康維持管理年間計画

	特別献立	栄養サービス	保健衛生
4月	お花見		
5月	端午の節句	残滓・嗜好調査	歯科指導
6月	創立記念日		春季健康診断
7月	七夕、土用の丑		
8月	バイキング	残滓・嗜好調査	
9月	お月見		
10月	野外食(BBQ)		秋季健康診断
11月	バイキング	残滓・嗜好調査	
12月	クリスマス、冬至、年越し		インフルエンザ予防接種
1月	おせち、小正月、七草		
2月	節分	残滓・嗜好調査	
3月	ひな祭り		
定例	バイキング、鍋料理(冬期)	栄養指導・相談 (随時)	嘱託医健康相談

危機管理対策年間計画

	防災・防犯訓練	その他
4月	防災訓練(通常訓練)	
5月	防災訓練(自然災害)	
6月	防災訓練 (通常訓練)	連絡網シミュレーション訓練 (職員対象)
7月	防災訓練(自然災害)	
8月	防災訓練(台風対策)	
9月	防災訓練 (津波想定)	大阪880万人訓練
10月	防災訓練 (通常訓練)	
11月	総合防災訓練	秋の全国火災予防運動
12月	防災訓練(夜間想定)	年末年始特別警戒
1月	防災訓練 (通常訓練)	
2月	防災訓練 (通常訓練)	
3月	防災訓練 (通常訓練)	春の全国火災予防運動
定例	防犯訓練(年1回)	消防設備自主点検

クラブ活動計画

		書道クラブ	図工クラブ	園芸クラブ
項	目	・毛筆 ・硬筆 ・ペン字 ②季節に応じた題材を提供し て利用者が希望する筆など を使い練習を行う。 ③正月には書き初め大会を開 催新年行事として季節感を 味わってもらう。	 ・壁面作成 ・イベント飾り作成・展示 ・塗り絵 ・カレンダー作成 ◎七夕やクリスマスなど、季節に応じた装飾を作成する。 ◎塗り絵の題材を提供する。 	・花壇の整備 ・季節の野菜栽培 ・芝生整備 ②芝生広場の家庭菜園での季 節に応じた野菜の栽培 ③取れた野菜は献立に反映さ せる。 ③敷地内花壇・芝生の整備
備	考	毎週火曜日 16:00~	毎週木曜日 16:00~	随時
		歌謡クラブ	運動クラブ	
項	目	・カラオケ ③カラオケ機器を使用し、利用者が希望する曲を練習してもらう。 ③カラオケ大会を行い、日々の練習の成果を発表出来る機会を設ける。	 ・卓球 ・散歩 ・マット運動 ・リズム体操 ・wiiを活用した運動 ⑥運動不足解消や、身体を動かすことによるストレス軽減を目指す。 	
備	考	毎週日曜日 13:30~	毎週土曜日 15:00~	

施設内研修計画

	内 容	対 象
4月	法人理念・基本方針、事業計画について	全職員
5月	個人情報保護について	全職員
6月	個別支援計画について	全職員
7月	食中毒防止について	全職員
8月	保護費の取り扱いについて	全職員、事務員
9月	虐待防止について	全職員
10月	応急手当について (普通救命講習)	全職員、地域住民、関係機関
11月	人権研修について	全職員
12月	感染症対策について	全職員
1月	介護技術について	全職員、看護師
2月	リスクマネジメントについて	全職員
3月	地域公益活動について	全職員

公益的な取り組み一覧

		公益的な取り組み	地域交流	施設機能の開放
		• 総合福祉相談	・りんくう祭	・教育実習受け入れ
		一時生活支援事業における	・地域清掃	・ボランティア受け入れ
		福祉サービス	• 農業体験	・車イスの貸し出し
		大阪しあわせネットワーク		・会議室の貸し出し
		への参画(CSW派遣)		
		・就労訓練の受け入れ		
項	目	• 体験入所		
	Ι	・こども100当番		
		・AEDマップ公開		
備	考			
	-			

平成30年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書

社会福祉法人みなと寮

1. はじめに

救護施設りんくうみなとは、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。 この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする 方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要と する方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護 等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害さ れている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

2. 総合生活相談員(コミュニティソーシャルワーカー)の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、当施設に総合生活相談員(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員(コミュニティソーシャルワーカー)は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員(コミュニティソーシャルワーカー)からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

4. 研修会等への参加

総合生活相談員(コミュニティソーシャルワーカー)は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- ① コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ② コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会
- ③ 相談援助技術研修会
- ④ その他、本事業実施にあたり必要な研修会

平成30年度 生活困窮者就労訓練事業 事業計画 (生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施する。

2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者とする。

3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように支援を行う。

このため、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うために下記の内容を実施する。

- ①就労支援プログラムを策定する。
- ②対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- ③自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- ④以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態(雇用型、非雇用型)に応じた施設内作業を分割して行う。

【訓練内容】

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、配膳補助、農園作業など

【定員】

6名

5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合(「雇用型」)及び雇用契約を締結しない場合(「非雇用型」)の双方の形態を対象者の状況に応じて実施する。

5-1 雇用型

雇用型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間(半期等) ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談 支援機関による状況把握も、当該期間について実施する。(最低賃金の確保)

5-2 非雇用型

非雇用型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画(訓練計画)に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇用型に結びつくよう支援を実施する。(インセンティブによる賃金の支払い)